4　基幹放送局等に係る外資規制の制度の見直し関係（第一条及び第二条関係）

㈠　基幹放送局及び基幹放送局以外の外資規制の対象となる無線局（以下「基幹放送局等」という。）の免許の申請書の添付書類並びに移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の開設計画の認定の申請書に、外国の法人又は団体等により直接に占められる議決権の割合（以下「外国人等直接保有議決権割合」という。）等を記載することとした。

㈡　基幹放送局等の予備免許を受けた者若しくは基幹放送局等の免許人又は㈠の認定を受けた開設計画に係る特定基地局を開設する者は、外国人等直接保有議決権割合等に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととした。

㈢　総務大臣は、基幹放送局等の免許人又は㈠の認定を受けた開設計画に係る特定基地局を開設する者が、外国人等直接保有議決権割合等に係る欠格事由の規定に該当することとなった場合において、当該規定に該当することとなった状況、㈠の免許に係る基幹放送の受信者の利益等又は㈠の認定に係る移動受信用地上基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響等を勘案して必要があると認めるときは、期間を定めて当該免許又は当該認定を取り消さないことができることとした。

㈣　基幹放送局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送を除く。）の免許人は、総務省令で定める期間ごとに、外国人等直接保有議決権割合等に係る欠格事由の規定に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況等を総務大臣に報告しなければならないこととした。

㈤　外資規制の対象である船舶又は航空機に開設する無線局について、外資規制の対象外とすることとした。

二　放送法の一部改正関係

1　認定基幹放送事業者等に係る外資規制の制度の見直し関係（第三条関係）

㈠　基幹放送の業務の認定及び認定放送持株会社の認定の申請書に、外国人等直接保有議決権割合等を記載することとした。

㈡　認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社は、外国人等直接保有議決権割合等に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととした。

㈢　総務大臣は、認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社が、外国人等直接保有議決権割合等に係る欠格事由の規定に該当することとなった場合において、当該規定に該当することとなった状況、当該認定基幹放送事業者の認定に係る基幹放送の受信者の利益又は当該認定放送持株会社の子会社（会社がその総株主又は総出資者の議決権の一〇〇分の五〇を超える議決権を保有する他の会社をいう。）若しくは関係会社（会社が他の会社に対して支配関係を有する場合における当該他の会社をいう。）である基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者が行う基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響等を勘案して必要があると認めるときは、期間を定めて当該認定又は当該認定放送持株会社の認定を取り消さないことができることとした。

㈣　認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社は、総務省令で定める期間ごとに、外国人等直接保有議決権割合等に係る欠格事由の規定に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況等を総務大臣に報告しなければならないこととした。

㈤　コミュニティ放送（超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるものをいう。）の業務を行おうとする場合にあっては、外国の法人又は団体等により外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体を通じて間接に占められる議決権の割合に係る欠格事由の規定の適用を除外することとした。

2　日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備関係（第三条関係）

㈠　還元目的積立金に関する制度の整備

(1)　日本放送協会（以下「協会」という。）は、毎事業年度の損益計算において生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額のうち総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てなければならないこととした。

(2)　還元目的積立金は、協会が(3)の収支予算を作成し国会の承認を受けた場合において当該収支予算に係る事業年度の損益計算において(1)の収支差額が零を下回るときに、当該下回る額を当該事業年度の予想収支差額（当該収支予算で定める当該収支差額が零を下回る場合における当該下回る額をいう。以下同じ。）を限度として補う場合を除き、取り崩してはならないこととした。

(3)　協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行った後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額が零を上回るときは、当該中期経営計画の期間の次の中期経営計画の期間の事業年度については、当該期間中に当該還元目的積立金が全額取り崩されるように計算した受信料の額により協会の受信料による収入の予想額を計算した収支予算を作成しなければならないこととした。

(4)　(3)の収支予算を作成しないときにおいて、総務大臣が協会の収支予算を内閣を経て国会に提出するに当たっては、(3)の収支予算を作成しないことについて合理的な理由を協会が記載した書類を添えなければならないこととした。

㈡　関連事業持株会社への出資に関する制度の整備

(1)　協会が総務大臣の認可を受けて出資することができる者に、関連事業持株会社（定款で次に掲げる事項を定める会社をいう。以下同じ。）を追加するとともに、協会が関連事業持株会社に出資する場合には、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。）として保有しなければならないこととした。

イ　専ら第二〇条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者を子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。）として保有することを目的とすること。

ロ　出資は、(2)の総務大臣の認定を受けた関連事業持株会社の出資に関する計画に従い、専らイの者に対して行うこと。

(2)　協会が関連事業持株会社への出資に係る認可を受け、又は受けようとするときは、当該関連事業持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該関連事業持株会社の出資に関する計画を作成し、その計画が適当である旨の総務大臣の認定を受けることができることとした。

㈢　受信契約の締結義務の履行遅滞に係る割増金に関する制度の整備

(1)　協会と受信契約を締結しなければならない者の範囲に係る規定の整備をすることとした。

(2)　受信契約の締結義務の履行を遅滞した者から協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額を含む受信契約の条項の記載事項に係る規定の整備をすることとした。

㈣　協会以外の放送事業者等による責務の遂行に対する協会の協力に係る努力義務規定の整備

協会は、第二〇条第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たっては、協会以外の放送事業者等が第四条第二項又は第九二条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならないこととした。